

合併処理浄化槽への転換に補助金を交付

市都市整備課では、生活排水による河川などの水質汚濁を防止するため、合併処理浄化槽への転換に対して補助金を交付しています。

平成25年度中に合併処理浄化槽への転換を予定している方は、補助金の交付申請をしてください。

※予算額に達した時点で、受付を締め切ります。



◆◆◆浄化槽設置の皆様へ◆◆◆

浄化槽は、微生物の働きを利用して汚水をきれいにする装置のため、適切に維持管理（保守点検、清掃、法定検査）する必要があります。

保守点検は県の登録業者に

保守点検（点検、調整、修理や消毒剤の補給など）は、県の登録を受けた浄化槽保守点検業者が行います。

清掃は市の許可業者に

清掃（浄化槽内に溜まった汚泥を採取、機器を洗浄）は、市の許可を受けた浄化槽清掃業者が行います。

法定検査を受けましょう

浄化槽の維持管理は、保守点検、清掃などのメンテナンスに加え、県の指定検査機関による下記検査を受検しなければなりません。

◆浄化槽法第7条検査

使用開始後3ヶ月から8ヶ月の間に1回、主に設置状況を検査します。

◆浄化槽法第11条検査

毎年1回、主に保守点検、清掃が適正に行われているか、放流水が水質基準を満たしているか検査します。

【徳島県の指定検査機関】

公益社団法人徳島県環境技術センター
TEL 088・636・1234
FAX 088・636・1122

◎転換とは、

建物の建て替え、増築、リフォームなどにより、同一敷地内に設置されている単独処理浄化槽またはくみ取り槽を原則として撤去し、10人槽以下の合併処理浄化槽を設置することです。

【補助対象】

専用住宅または住宅部分が2分の1以上の併用住宅で、転換に該当する場合です。



【補助金額】

5人槽の場合は15万円、7人槽の場合は18万円、10人槽の場合は21万円を限度として交付します。また、単独処理浄化槽またはくみ取り槽の撤去費用に対して撤去費補助（3万円を限度）を、転換の補助金額に加算します。

詳しくは、市ホームページまたは市都市整備課下水道担当（市役所2階TEL32・3957/FAX33・2104）まで。

電気式生ごみ処理機 購入者に補助金を交付

市では、平成25年度中に電気式生ごみ処理機を購入し、左記条件を満たす小松島市民の方を対象に、補助金交付申請の受け付けをしています。

【補助金交付対象条件】

微生物または電気の利用して、生ごみの減量化を図る製品（製造メーカーや型式は問いません）を、小松島市内の取扱い店で購入すること。

【補助金額】

購入価格の1/2（2万円が限度）

【申請方法】

購入する前に印鑑、購入価格を記載しているカタログまたは見積書、購入者宅の位置図をご持参のうえ、市環境衛生センターまで申請してください。

【申請・お問い合わせ先】

市環境衛生センター（芝生町花谷）

TEL 32・8290
FAX 32・8295

